



# 青森県 商工会報

発行所  
青森県商工会連合会

編集  
情報・業務担当  
青森市新町二丁目8の26  
(県火災共済会館五階)

TEL 017(734)3394(代)  
FAX 017(773)7249

## 平成16年度 重点事業 満場一致で可決

平成16年3月29日青森県火災共済会館において平成15年度青森県商工会連合会臨時総会が開催され、経営環境の変化に対応した「21世紀型商工会づくりを」強力に推進し、活力ある地域経済の発展を推進するため4つの重点事業を満場一致で承認し閉会した。

### 一、21世紀型商工会づくりの推進

- ① 商工会の合併支援  
変革を求められる商工会に対し、商工会合併推進に向けた必要な情報の提供・環境を整備し、あわせて商工会自ら変革できるような支援体制を
- ② 商工会職員の人材育成と県連一元化の一層の推進  
多様化、高度化する会員ニーズに的確に対応できる商工会を

- ③ 商工会等における情報化の推進  
員研修の充実を図るとともに、職員の職務能力の向上及び適切かつ効率的な人員配置の推進に資するため人事評価システム及び経営指導員等の県連一元化を推進し環境整備を図る。
- ④ 創業・経営革新支援の推進  
創業・経営革新への取り組みを一層強化し、「地域中小企業支援センター」と連携を密にした創
- ⑤ 青森ブランド構築と特産品販路拡大  
地域資源の掘り起こしと農林水産業者と一体となった「地物一番」を推進し地域内外へのPRを

### 四、商工会会員福祉共済等の制度の推進

商工会員及び従業員に対する自家共済として「全国商工会会員福祉共済」を導入し会員等の災害補償と福祉増進を図る。

情報化の急速な進展の中で、組織の果たす役割の力が大きく変化する中「21世紀型商工会づくり」に対応した既存システムのより実践的なシステムへの改善と商工会、小規模事業者への経営支援サービスの機能強化を図る。

### 平成16年度 通常総会 県連役員補充選任

去る5月27日、青森グランドホテルにおいて平成16年度通常総会が開催され、平成15年度事業報告並びに収支決算ほか全議案が満場一致で承認され、役員補充選任において次の方が役員に選任されました。

理事 中田勝美 (藤崎町商工会長) 監事 前川原 寛 (新郷村商工会長)

21世紀型商工会づくり推進本部では、商工会の原点に戻って、会員に求められているのは何かということを中心に、商工会の基本理念を堅持するとともに、21世紀に相応しい商工会づくりを実現するため、推進本部内に、「合併等推進チーム」、「職員いきいきチーム」、「IT化推進チーム」を設置し、各チームの提言をとりまとめた。

## 21世紀型商工会づくり ワーキンググループ提言骨子決まる

#### 合併等推進チーム

(提言事項)

- 合併等推進の検討にあたって、早急に改善、整備する事項
- 合併等推進にあたっての課題等の対応
- 平成16年度以降の商工会に対する県連の対応
- 商工会は変革が求められている
- 21世紀型商工会づくりの推進  
これからの目指す商工会
- 本所、支所の設置についてとその機能
- 合併に伴う補助対象職員の配置基準
- 財政基盤の強化
- 国、県、市町村補助金の支援についての要望

#### 職員いきいきチーム

(提言事項)

- 自己選択型・効果測定型研修の推進
- 専門知識や資格取得を目指した自己啓発の動機付け
- キャリア管理台帳の導入
- できるだけ多くの研修機会の設定
- 研修効果測定の実施
- 職場内研修を容易にするため「商工会業務マニュアル」を策定
- 人事評価システムとの連動
- 人事評価の効果的運用
- 諸規定の統一化の推進
- 問題解決機関の設置
- 資格更新制度検討の必要性

#### IT化推進チーム

(提言事項)

- 商工会事務局体制の確立と意識改革
- 商工会業務改革と改善
- 職員のスキルアップ
- 各広域指導センター支所への情報担当者の配置
- パソコン更新と財源確保
- 商工会業務基幹システムの改善
- 商工業者に対するIT化推進

加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
加入年齢		満6歳～65歳 (継続加入は74歳迄)	満66歳～80歳 (継続加入は85歳迄)	満6歳～65歳 (継続加入は74歳迄)	
掛金		月額2,000円	月額2,000円	月額1,000円	
共済金額	死亡金	交通事故	1,000万円	700万円	400万円
		不慮の事故	800万円	500万円	300万円
	後遺障害金	交通事故	1,000万円～10万円	700万円～7万円	400万円～4万円
		不慮の事故	800万円～8万円	500万円～5万円	300万円～3万円
	手術共済金	交通事故・不慮の事故	手術内容に応じて20・10・5万円	手術内容に応じて10・5・2.5万円	手術内容に応じて10・5・2.5万円
	入院共済金 (1日あたり)	交通事故・不慮の事故	8,000円 (1日目～100日目)	5,000円 (3日目～100日目)	4,000円 (1日目～100日目)
通院共済金 (1日あたり)	交通事故・不慮の事故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)	

※1 上記のケガには有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒は含みません。  
 ※2 Aタイプ・Cタイプの入院給付の場合、6歳～12歳及び66歳以上は3日目からの給付となります。  
 ※3 Cタイプのみでの加入はできません。



# 全国商工会会員福祉共済

## スタート!!

新タイプ(B・Cタイプ)の誕生で、ますます加入しやすくなりました。

### ご加入方法

#### あしん

#### 加入のできる方

掛金負担者となる方  
 ・商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会、連合会の役員とその家族

①「家族とは」①配偶者、父母、子。②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫。③配偶者の父母。を言います。

#### 共済の対象となれる方

被共済者となる方  
 右記のうち満6歳～65歳まで(継続加入は満74歳まで)の方

③Bタイプの加入年齢は、満66歳～80歳(継続加入は85歳)まで

#### 共済期間・掛金

・共済期間は11月1日から翌年10月31日まで(中途加入の場合は加入月の1日から10月31日)。申し出のない場合は自動更新です。掛金は職業年齢



煮たった鍋をひっくり返して、やけどをした。

性別に関係なく一律、月払2000円(Cタイプは1000円)です。(加入口数は被共済者(共済の対象となる方)1人につき1口までです)

#### 加入手続き

・ご加入にあたっては加入申込書兼口座振替依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上、お近くの商工会にご提出下さい。当月締切までにお申込みいただくと、翌月1日に共済が開始します。各月のお申込締切については、お近くの商工会にお問い合わせ下さい。

#### 掛金の払込



階段から落ちて骨折した。

・掛金は、共済開始月の当月から毎月27日(金融機関の休業日である場合には翌営業日)に引落しされますので全く手間がかかりません(通帳には「N.S. ショウコウカイF」、「ニホンシンパン」等と記載されます)。しかも、契約はお申し出がない限り自動更新されるので、かけ忘れもなく安心です。

### アット法務Q&A

青森地方  
法務局

Q 有限会社の取締役の名前が変更になりましたので、この場合の変更登記を申請する際の手続きについて説明して下さい。  
 A 有限会社の取締役及び監査役は、住所・氏名が登記事項とされており、変更後の氏名もしくは

掛金・共済金は、年齢・性別・職種に関係なく一律！

充実した入院・通院補償！

手術にも手厚い補償！

国内外・24時間フルカバー！

高水準の入院補償と死亡補償を両立！

### 商工会会員のみなさまへ

2003年度の業績は、生命保険業界を取り巻く環境が厳しいなか、会員のみなさまの深いご理解と幅広いご支援を賜り、総じて順調な結果を上げることができました。今後も商工会とのパートナーシップを尊重し、会員のみなさまから最も信頼され、賞賛される生命保険会社を目指してまいります。

ジブラルタ生命保険株式会社  
 コールセンター 0120-372269  
<http://www.gib-life.co.jp/>

2003年度 業績報告より 2004年3月31日現在

#### ソルベンシー・マージン比率

1157.1%

環境の変化などにより通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための、行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。当社のソルベンシー・マージン比率は、健全性の一つの基準である200%を大きく上回る1157.1%となりました。

#### 格付け

ムーディーズ社 保険財務格付け A2  
 (2004年3月31日現在)

#### 格付け

S & P社 保険財務格付け A  
 アウトLOOK: ポジティブ  
 (2004年3月31日現在)

格付社は格付会社の意見であり、保険金支払い等については保証を行うものではありません。

#### 逆ざやありません!

予定利息分(予定利率)による費用(当額)を未納の運用収益などでまかなったため、状態を「逆ざや」といいます。当社には逆ざやはありません!

#### 基礎利益

547億円  
 保険本業の収益力を示す指標の一つで、対前年同期比0.4%増となっています。(前年545億円)

#### リスク管理債権

3.39%  
 リスク管理債権額1129億円、全額解約返戻金等でカバーされている保険約款貸付を除くと約30億円となります。

#### 個人保険新契約高

17,242億円  
 (個人年金保険を含む)

#### 保険料等収入

3,684億円  
 前年同額より1.1.2%の増加(2.2億円増)

は住所並びに変更があった旨及びその年月日となります。

2. 申請人：会社を代表する者(取締役または代表取締役)が管轄登記所に変更登記を申請しなければなりません。

3. 登記期間：変更を生じたときから、本店所在地において2週間以内、支店の所在地においては3週間以内となります。

4. 添付書面：この登記については商業登記法に申請書の添付書面の規定がないので、委任状以外

の添付書面は特に必要ありません。

※代理人によるときは、代理権限証書(委任状)が必要となります。

なお、支店の所在地における登記申請については、本店所在地において登記をしたことを証する書面が必要となります。

5. 登記免許税：本店所在地においては申請件数1件につき3万円(資本1億円以下)の会費が1万円以下です。支店所在地においては申請件数1件につき9千円(資本1億円以下)の会費が1万円以下です。支店所在地においては申請件数1件につき9千円(資本1億円以下)の会費が1万円以下です。支店所在地においては申請件数1件につき9千円(資本1億円以下)の会費が1万円以下です。